

契約管財課

設計等委託契約への最低制限価格制度の導入について

1 経緯

区では、工事請負契約においてダンピング受注を防止するために最低制限価格を設定し、制限付一般競争入札を実施しています。

国は、「ダンピング対策の更なる徹底に向けた低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等について」（令和4年3月9日付総務省自治行政局長及び国土交通省不動産・建設経済局長通知）により、公共工事に関する調査及び設計の発注において、工事請負契約に準じて最低制限価格を設定する等のダンピング対策を強化するよう、各自治体に対して通知しています。

区有施設の設計等委託契約における一層の品質の確保を目的として、最低制限価格制度を導入します。

2 対象とする契約案件

対象は、建築設計、土木設計、設備設計、測量及び地質調査の委託で50万円超の契約案件とします。

3 最低制限価格の設定方法

最低制限価格は、予定価格の10分の8から3分の2までの範囲において設定します。

4 予定価格の非公表

予定価格は、機器保守委託、清掃業務委託等の業務委託と同様に非公表とします。

5 適用

令和5年4月1日以後に公表する案件から適用します。